

平成 27 年度税制改正要望書

1. 総論

平成 26 年度の税制改正においては、デフレ脱却・経済再生に向け、昨年 10 月に閣議決定された投資減税措置等や所得拡大促進税制の拡充に加え、復興特別法人税の 1 年前倒しでの廃止、民間投資と消費の拡大、地域経済活性化等のための税制上の措置が講じられた。

このうち法人税関係では、生産性向上設備投資促進税制の創設、中小企業投資促進税制の拡充、復興特別法人税の廃止、交際費課税の特例措置の拡充などが行われている。

政府の平成 26 年度予算案は、「デフレ不況からの脱却・経済再生」と「財政健全化」をあわせて目指す予算として編成され、一般会計の歳入歳出総額は、平成 25 年度当初予算と比べ 3 兆 2,708 億円増の 95 兆 8,823 億円と、当初予算として過去最大の規模となった。

税収は、消費税率の引上げや景気の回復などで、前年度と比べ 6 兆 9,050 億円増（うち消費税率の引上げに伴う増が 4 兆 5,350 億円）の 50 兆 10 億円を見込み、7 年ぶりに 50 兆円台を回復した。新規国債発行額は、41 兆 2,500 億円となり前年度に比べ 1 兆 6,010 億円減少している。その結果、基礎的財政収支は 18.0 兆円の赤字となり前年度に比べ 5.2 兆円改善し、財政健全化に向けて政府が定めた目標をとりあえずクリアしている。

平成 25 年 8 月に策定された中期財政計画では、基礎的財政収支について、2015 年度までに 2010 年度に比べ赤字の対 GDP 比を半減させ、2020 年度までに黒字化すると目標が示された。そして、2015 年度の目標達成に向けて、平成 26 年度予算では一般会計の基礎的財政収支を 4 兆円程度改善し、赤字額 19 兆円程度とするとの目標を設定していたが、実際の予算案では 5.2 兆円改善し、赤字額は 18.0 兆円となった。

また、経済が順調に推移し、2015 年 10 月に消費税率が 10%になることが前提となるが、2015 年度目標は達成可能と見込まれている。

しかしながら、内閣府の試算によると、名目 3%程度の高い経済成長率を想定した「経済再生ケース」においても、2020 年度の国・地方の基礎的財政収支は、対 GDP 比▲1.9%（▲11.9 兆円）で、黒字化目標達成のためには、更なる収支改善が必要とされている。

財政健全化を着実に進めるためには、税収増を当てにするだけでなく、着実に基礎的財政収支対象経費の抑制を図ることが不可欠であり、既存制度の見直しはもとより、社会保障制度改革を始め財政構造の抜本的改革が必要である。

我が国経済は、バブル崩壊後の長期に亘る低迷の上に、東日本大震災の影響等により大

変厳しい状況下にあったが、安倍内閣の経済政策及び日本銀行による金融緩和政策により回復基調にある。

財政健全化は、税収増が期待できる経済成長なくしては不可能であり、成長分野への重点的・継続的な投資とともに思い切った規制緩和を実施し、経済を持続的なプラス成長軌道に乗せることが必須である。

経済環境が好転しつつあるとは言え、地方の中小・零細企業は景気回復を実感できない状況にあり、地方の中小企業の活性化に資する税制が是非とも必要である。以下要望事項を明記したので、実現を期していただきたい。

2. 一体改革及び財政健全化関連に対する意見、要望

(1) 社会保障改革と財政健全化について

我が国財政は、歳出が税収等を大きく上回る状態が続いており、財源不足を補うため、毎年多額の国債発行を行っている。その結果、平成 26 年度末における国及び地方の長期債務残高は、1,010 兆円（対 GDP 比 202%）に達し、主要先進国中で最悪の水準にあり、財政は容易ならざる状況にある。この状況を放置すれば、欧州諸国の例に見られるように、国債市場における我が国の信認が失われ、金利が大きく上昇し、財政危機に陥る恐れがある。そのため、政府は、「社会保障と税の一体改革」に取り組んでいるが、財政再建のカギを握るのが、高齢化により毎年 1 兆円規模で増加し続ける社会保障関係費をいかに抑制するかである。昨年 12 月に「社会保障改革プログラム法」が成立した。これは、平成 26～29 年度に行う医療や介護保険制度等について、負担の引上げを含む改革の実施時期を定めたものであるが、社会保障費の抑制に有効とされる年金の支給開始年齢の引き上げなど年金の抜本改革は先送りされており、十分とは言えない内容となっている。早急に高齢者を含めたすべての世代に能力に応じた負担を求めるとともに、サービスの効率化を徹底的に進め、持続可能な真の社会保障制度を構築し、財政健全化に資する制度とすること。

(2) 徹底した行財政改革について

国民に負担を求めるには、為政者自身が身を切る改革をする必要があるが、現内閣においては、行財政改革は後退した印象を受ける。民間企業は血のにじむような企業努力をしており、政府においても、公務員の人員削減や人件費削減・国会議員や地方議員の定数削減及び報酬削減、特別会計と独立行政法人の無駄の削減等行財政改革を断行し、無駄な歳出は徹底的に排除すること。

(3) 社会保険料負担について

社会保険方式を中心としている我が国の社会保障制度において、企業は事業主負担という形で社会保険料を拠出しており、その総額は社会保障財源の4分の1を占めている。中小企業の7割が欠損法人という厳しい経営環境の中、毎年一方的に引き上げられる社会保険料負担は極めて重いものがある。

これ以上の負担増は、企業の活力が失われ経済全体にとってマイナスとなるので、早急に見直しを図ること。

(4) 厚生年金保険料の徴収漏れを是正すること。

年金機構が把握している厚生年金適用事業所数は、平成24年度末で約175万ヶ所であるのに対し、国税庁が把握している平成24年度分の法人数は約253万社とおよそ78万社も違いがある。これらが厚生年金に未加入の計算となり、保険料の徴収漏れが年間10兆円程度あると推測されている。法律上は必ず加入しなければならない制度であり、この徴収漏れを、一刻も早く是正すること。

(5) 国民年金保険料の未納の解消について

国民年金保険料の未納は、平成24年度は、平成23年度に比べ少し改善したものの不払いが依然40%を超え、未加入者及び未納者数は約305万人となっている。このため、基礎年金拠出金の仕組みを通じ、厚生年金や共済年金加入者に不利益を与える（納付率が80%以上になれば、厚生年金加入者の給付水準は50.1%が確保されるが、60%であれば49%程度になる）ことになっており、早急に解消を図ること。

(6) 国保事業の県移管による持続可能な制度構築について

国民健康保険事業については市町村が運営主体となっているが、加入者の年齢構成が高くて所得水準は低く、医療費水準が高いことから国保運営の財政措置に苦慮するとともに、加入者にとっては保険料負担が重く、安定的な運営に支障をきたしている。運営の安定化等のため「プログラム法」において平成29年度までに運営単位を市町村から都道府県単位に広域化することとなっているが、以下の問題点が指摘されている。

- ① 将来にわたって安定的かつ計画的に国保の運営ができる仕組みが必要
- ② 中間所得層の保険料負担の軽減を図りつつ、国保財政の基盤強化が必要
- ③ 市町村が積極的に保険料の徴収等に取り組める仕組みが必要
- ④ 市町村の保険料の格差の解消が必要

以上を踏まえ、次のとおり要望する。

- 1) 将来的に発生し得る財政リスクに対応できるよう財政安定化基金の創設や、介護保険・後期高齢者医療と同様に複数年度の事業運営に改めること等により、国保運営の安定化を図ること。
- 2) 中間所得層の保険料の負担軽減に資する保険者支援制度の更なる拡充とともに、国において国保財政の基盤強化を図ること。
- 3) 国保運営の県移管において、都道府県と市町村の役割分担を明確にすること。
- 4) 望ましい市町村の役割として、市町村が保険料の徴収や保健事業を行う場合には、市町村にインセンティブが働く仕組みを構築するとともに、市町村間の保険料を中長期的に平準化する制度を創設すること。

(7) 社会保障・税番号（マイナンバー）制度

平成 28 年 1 月よりマイナンバーの利用が開始されるが、利用の拡大を図るため、平時から手軽に「マイポータル」にログインができ、災害時においても被災者支援情報をその場で入手できるようスマートフォン等でも「マイポータル」が利用可能にすること。また、マイナンバーの利用範囲については、社会保障・税・災害対策分野に限定されているが、自動車登録情報や不動産登記情報などを連携の対象とすることで、事務処理時間や行政コストの削減などの効果が期待できるため、利用事務の拡大を積極的に検討すること。

3. 平成 27 年度税制改正に係る個別要望

(1) 法人税制

1) 法人税の税率の引き下げ

平成 26 年度税制改正において復興法人税が 1 年前倒しで廃止されたことにより、法人実効税率は 35.64%となったが、20%台後半が標準とされる欧州、アジア諸国に比較してまだ高い水準にある。わが国企業の国際競争力強化や国内産業の空洞化防止、外国資本の国内への投資促進の観点から、欧州・アジア主要国並みの実効税率とするよう求める。

2) 中小企業軽減税率の見直し

平成 23 年度改正において、中小法人に対する法人税の軽減税率は、3 年間の期限付きで現行の 18%から 15%に引き下げられたが、これを恒久化するとともに、昭和 56 年以来 800 万円に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を 1,600 万円まで引き上げるよう求める。

3) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について

損金算入額の上限（年間取得合計額 300 万円）を撤廃するよう求める。

4) 賞与・退職給与引当金の損金算入について

- ① 退職給与引当金は、将来確実に発生する債務を引き当てるものであることから、その繰り入れについて損金算入を認めること。
- ② 賞与引当金は、各月に発生する未払い費用としての性格を有していることから、その繰り入れについて損金算入を認めること。

5) 交際費課税の見直し

交際費は、企業にとって顧客、取引先との関係維持や新規開拓に必要な支出であるとともに、飲食のための支出は、消費の拡大を通じた経済の活性化に資することから以下の見直しを求める。

① 中小法人の交際費課税の特例の恒久化

平成 26 年度改正において、中小法人については、

- ㊦ 800 万円以下の交際費の損金算入
- ㊧ 支出した飲食費の 50%を損金算入

の選択適用を可能とする措置（㊧については、大法人も利用可能）が講じられたが、時限措置であるため、これを恒久化することを求める。

- ② 平成 18 年度税制改正で、一人当たり 5,000 円以下の飲食費については交際費から除外されているが、これを 10,000 円程度に引き上げること。

(2) 消費税制

1) 軽減税率

消費税については、税率 10%時に軽減税率を導入することが示されているが、次のような問題点が指摘されている。

- ① 軽減税率の趣旨である低所得者対策の効果が明確でない。

生活必需品に対して税率を低くすれば、高額所得者も同じ生活必需品を購入するので、逆進性対策にならない。

- ② 軽減税率に伴って事業者（納税義務者）はインボイスの導入など事務負担の増大と税務当局の税務執行コストの上昇を招く。

- ③ 軽減税率による減収分だけ標準税率を高くする必要がある。

カナダ、シンガポール、ニュージーランドなど最近に消費税を導入した国で

は、消費税負担分を低所得者に還付する制度である「給付付き税額控除」を導入し、消費税の逆進性に対応している。

以上のことから、軽減税率の導入は慎重に検討すること。

2) 価格転嫁対策

価格転嫁対策特別措置法により対策を講じているが、十分とは言えない状況にある。立場の弱い中小企業が適正に価格転嫁できるよう、より実効性の高い転嫁対策を行うこと。

3) 益税の解消について

消費税制度における「簡易課税制度」や「事業者免税点制度」は、徴税コスト最小化の観点から設けられているが、問題が多くその是正を図ること。

① 簡易課税制度

会計検査院から指摘を受け、平成 26 年度税制改正で簡易課税制度における「みなし仕入れ率」の見直しを行った。しかしながら多くの適用事業者は、本則で消費税納税額を計算するとともに、「みなし仕入れ率」で計算した場合と比較して、有利な方で納税している状況にあり、これにより 1,000 億円程度の益税が生じていると推計されている。これを防止するため、平成 16 年から据え置かれている簡易課税制度の適用上限額 (5000 万円) を大幅に引き下げるべきである。

② 事業者免税点制度

事業者免税点制度は、年間売上高が 1,000 万円以下の事業者について適用されているが、免税事業者は個人を中心に 500 万事業所を超えるといわれ、この制度による益税額は 2,000 億円程度と推計される。

そのため免税事業者の適用範囲を縮小することが必要である。

消費税率が 10%になれば、この益税額はますます大きくなるので、早急に対応すること。

(3) 事業承継税制

平成 25 年度税制改正において、雇用確保等適用要件の緩和、利子税等の負担の軽減、手続きの簡素化等使いやすくするための見直しが行われたがまだ不十分であり、以下のような見直しを求める。

1) 納税猶予制度の見直し

① 納税猶予の対象となる自社株式について、株式総数の 3 分の 2 までとする上

限があるが、これを撤廃すること。

- ② 相続税の納税猶予割合 80%を 100%に引き上げること。
- ③ 後継者死亡時点まで納税猶予額が免除されない制度を、納税猶予開始後 5 年経過時点で納税を免除するよう見直すこと。

2) 本格的な事業承継税制の創設

欧米諸国においては、「事業承継を優先させる」ことを主眼とし、事業用資産を一般資産と区分し、事業用資産の課税を控除あるいは軽減する税制となっている。わが国においても中小企業の事業承継が円滑に進むよう欧米諸国並みの事業承継税制の確立を求める。

(4) 相続税・贈与税

資産の世代間移転とその有効活用による経済の活性化の観点から、贈与税の基礎控除額の引き上げ及び、相続時精算課税制度の特別控除額 (2,500 万円) の引き上げを求める。

(5) 個人所得税制

1) 所得税と住民税

わが国の個人所得課税については、税負担率は欧米諸国に比べ半分程度と大層低く、課税最低限は高水準で、現在就業者のうち 5 人に 1 人は非納税者となっている。所得税及び住民税は、国と地方の基幹税であり、財源調達機能を回復するためにも国民が広く公平に負担するという原則に立って見直すべきである。また、個人住民税は、行政サービスの対価としての応益性の原則から均等割りを引き上げるとともに、所得割は前年所得を基準としているための問題点もあり、所得税と同様に現年課税とすることを求める。

2) 各種控除制度の整理合理化

所得税・住民税には各種控除制度が設けられており、税制がより複雑なものとなっている。社会構造の変化に伴い抜本的に見直すべきである。

特に、配偶者控除については、労働人口が減少するなか、潜在的な労働力として配偶者が注目されており、配偶者控除を廃止するだけでなく、就労に結びつける制度の整備を要望する。

3) 少子化対策

少子化問題は、わが国の経済全般・社会保障・労働市場などに影響を与える重要な課題であり、政府においても、手当の支給等基本的政策として取り組んでいるが、税制面での配慮も必要と考える。そのため、児童に対する税額控除制度を創設し、控除しきれない額は社会保障給付費として還付する給付つき税額控除制度の導入やフランスで実施されている課税単位のN分N乗方式の導入を検討すること。

(5) 地方の税制

1) 偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築

平成 26 年度の税制改正では、法人住民税の一部が国税化され交付税原資となるなど、税の偏在性是正の措置が講じられたが、充分ではない。

地方税については、地方の参画のもと地方の意見を十分踏まえ、偏在制が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に引き続き取り組むこと。

2) 欠損金繰戻し還付制度・延納制度

住民税・事業税についても、法人税と同様に欠損金繰戻し還付制度を創設し、窮地にある中小法人のより効率的な救済を図るとともに、地方税についても延納制度を設けること。

3) 固定資産税

固定資産税は、長期的な地価の下落にもかかわらず負担額が高いので、評価方法及び課税方式の抜本の見直しを求める。

- ① 土地の評価は収益還元価格で評価すること
- ② 居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す
- ③ 償却資産については、非課税の範囲を少額減価償却資産(30万円)と同額とする。

4. 地方の個別の税制課題に対する要望

(1) 公共事業を計画的に推進するための租税特別措置について

公共事業等のために土地等を譲渡する場合は、一事業につき 5,000 万円を上限として特別控除を受けることができるが、年をまたがり譲渡がなされた場合、最初の年の譲渡しか特別控除を受けることができない。そのため、年をまたがって譲渡せざるを得ない場合には、特別控除の対象にならず事業推進の阻害要因になりかねない。事業を計画的に推進するため、年をまたがり 2 回以上に分けて土地等を譲渡し

た場合においても、これらの譲渡を一体のものとし、5,000万円の特別控除を上限まで受けられるように改正すること。

(2) 地球温暖化対策

「地球温暖化対策計画」の早期策定を図り、目標や地方の役割を明確化するとともに、地球温暖化対策に国と同程度の歳出がある地方の現状を踏まえ「地球温暖化対策税」の税収の半分を地方財源として配分すること。

(3) 森林の保全を目的とした「公有林化」に対する租税特別措置について

森林の保全等を目的として、公的機関に森林を譲渡する場合の所得税について、公共事業における用地取得と同様に租税特別措置法による特別控除を設けること。

(4) 就労訓練事業者にたいする優遇税制の創設

生活困窮者を対象とする就労訓練事業は、都道府県知事が認定する法人等の自主事業となるため、参入しやすくする仕組みが必要であり、就労訓練事業を実施する法人等に対し、NPO法人に準じた税制の優遇措置を創設すること。

(例えば、就労訓練事業は課税対象外とし、就労訓練事業への寄付者に対する所得税は税額控除とする。)

(5) 「ふるさと納税制度」の充実

1) 個人の寄附金控除制度の拡充及び手続きの簡素化

- ① 納税者の「ふるさとを応援したい」という気持ちを後押しし、地方団体への寄附を促進するため、現行2千円の適用下限額を撤廃すること。
- ② 寄附者の利便性の向上を図るため、寄附金控除に係る確定申告の手続きを省略し、給与所得者の年末調整の対象に追加すること。

2) 退職所得への寄附金控除制度の導入

退職者が「ふるさと納税制度」を積極的に活用し、ふるさとへの思いを形にすることができるよう、退職所得に係る個人住民税に、寄附金控除制度を導入すること。

3) 大規模災害発生時における被災自治体への寄附にかかる税額控除制度の拡充

被災地方自治体への寄附について、寄附者の善意をより反映できる制度とするため、税額控除の算定における個人住民税所得割の「1割」の限度額を「2割」に引き上げること。

(6) NPO等社会貢献活動団体の経済的自立を図るための寄附金税制

NPO法人数は年々増加しており、社会貢献活動が活発である一方、財政基盤が脆弱な小規模団体が多いことから、NPO等への寄附促進活動の活発化、効率化を図るとともに、個人からの寄附を促進するため、現行税制を改正し、比較的少額の寄附者が寄附金控除のメリットを最大限に生かすことができるよう、実効性の高い制度とすること。